

ドローンで農薬散布の認定制度 農水省、操作の教習実施

2016/3/26 23:44 | 日本経済新聞 電子版

農林水産省は農薬を散布する小型無人飛行機(ドローン)操作の認定制度を始める。ドローンで農薬を散布する作業者に操作方法などの教習を実施して認定する。高齢化や人手不足が進むなか、ドローンの普及を促し生産効率を高める。

このほど安全指針を策定した。農林水産航空協会に運用を委託し、2016年産米の農薬を散布する6月ごろまでに認定を始める。

ドローンは総重量が25キログラム程度で、農薬散布で主流の同100キログラム程度の無人ヘリコプターより小回りが利く。ただ、風の影響を受けやすく操作を誤って農薬が周辺に飛散したり、機体が落下して人に危害を加えたりする懸念があった。

教習でドローンの機体の離陸や空中での停止などの操作を指導する。航空法や電波法といった関連法や農薬の知識などの学科も学んでもらう。

農水省によると、2015年の農業就業人口は209万人と5年で2割減った。平均年齢も66.3歳と高齢化が進んでいる。環太平洋経済連携協定(TPP)が発効すれば安い海外產品の流入も予想されるなか、農作業の効率化を促す。



Copyright © 2016 Nikkei Inc. All rights reserved.

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。